

**第8期西海市障がい福祉計画・第4期西海市障がい児福祉計画策定業務委託プロポーザル方式
選定要領**

西海市プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（平成 23 年訓令第 23 号）第 5 条第 3 項に基づき、第 8 期西海市障がい福祉計画・第 4 期西海市障がい児福祉計画策定業務委託プロポーザル方式選定における評価項目等を次のように定める。

■評価項目及び配点

第一次評価

評価項目	評価基準	配点
1 業務遂行能力	業務内容に見合った人材の確保がなされているか。また、業務従事者は十分な経験、能力、資格を有しているか。	10 点
	本業務を請け負うに足る関連事業の受託実績を有しているか。	10 点
2 事業提案内容	仕様書に記載された目標を期間内に達成できる適切な業務手法の提案がなされ、期待度・実現性の高いものとなっているか。	20 点
	各業務に対する基本的な考え方は、関連法令や西海市の地域特性を反映した提案となっているか。	30 点
3 スケジュール	仕様書に記載された目標を期間内に遂行できる適切なスケジュールとなっているか。	10 点
4 見積額	最低提案見積÷提案見積額×配点 ※小数点以下切り捨て	10 点
合計点		90 点

第二次評価

評価項目	評価基準	配点
5 総合評価	プレゼンテーション及びヒアリング	10 点
合計点		10 点

- ① 評価基準項目について、それぞれの評価項目に沿って事業提案書等の内容を評価し、点数を算出する。※5の総合評価のみ第2次審査のみ
- ② 各評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階で評価する。
- ③ 各評価項目の点数については、各評価項目の配転に、評価点を乗じて算出したものとする。評価点の倍率は、A=1.0倍 B=0.75倍 C=0.5倍 D=0.25倍 E=0倍とする。評価基準は、以下の表のとおりである。

評価内訳	評価	評価点
優れた提案である	A	1.0倍
やや優れた提案である	B	0.75倍
標準的な提案である	C	0.5倍
期待よりやや劣る提案である	D	0.25倍
期待より劣る提案である	E	0倍

- ④ 評価基準による審査の結果、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計点数による最高得点者を本業務に適した優先交渉権者として選定する（ただし最高得点者が複数あった場合は、選定委員会の評決により選定する）。